

物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合の Q&A

はじめに

この Q&A は物品、建築物及び画像（以下、「物品等」といいます）の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、意匠登録出願をされる際に参考としていただくためのものです。

令和 2 年 3 月 1 9 日に改訂した意匠審査基準の内容に基づくもので、令和 2 年 4 月 1 日以降の出願を対象としています。

各答の詳細については、「法令・基準」内の「基準・便覧・ガイドライン」に掲載されている「意匠審査基準」「意匠登録出願等の手続のガイドライン」「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」をご参照ください。

目 次

[願書について](#)

- [問 1. 物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合の願書は、全体について意匠登録を受けようとする場合の願書と違うのですか？](#)

[図面について](#)

- [問 2. 物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合は、図面にどのように記載するのですか？](#)
- [問 3. 意匠登録を受けようとする部分の大きさに制限はありますか？](#)
- [問 4. 模様部分のみについて意匠登録を受けることができますか？](#)
- [問 5. 「孔」の部分について、意匠登録を受けることができますか？](#)

[検索について](#)

- [問 6. 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠のみを検索できますか？](#)

[審査について](#)

- [問 7. 図形の内側に破線部が記載されているとき、審査ではどのように取り扱われますか？](#)
- [問 8. 実線部分の「位置、大きさ、範囲」が少しでも異なると非類似となるのですか？](#)
- [問 9. 「その他の部分」は、類否判断の際にどのように取り扱われますか？](#)
- [問 10. 物品等の全体について意匠登録を受けようとする意匠と、部分について意匠登録を受けようとする意匠とは、本意匠と関連意匠として意匠登録を受けることができますか？](#)
- [問 11. 意匠登録を受けようとする範囲を変更する補正はできますか？](#)

願書について

【問 1】 物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合の願書は、全体について意匠登録を受けようとする場合の願書と違うのですか？

【答】 以下の点を除いて、基本的には同じです。

図面に意匠登録を受けようとする部分以外の部分も表した場合は、【意匠の説明】の欄に、意匠登録を受けようとする部分が、図面においてどのような方法によって特定されているかについて記載します。

例えば、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描くことにより「意匠登録を受けようとする部分」を特定した場合は、「実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」と記載します。

図面について

【問 2】 物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合は、図面にどのように記載するのですか？

【答】 物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合の図面の記載方法については、以下をご参照下さい。

- [意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き](#)
[第 2 部 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の表し方](#)

【問 3】 意匠登録を受けようとする部分の大きさに制限はありますか？

【答】 創作のベースとなった物品等の全体に対する、「意匠登録を受けようとする部分」の大きさは、直接の要件とはなりません。

物品等との関係で、その物品等の全体に対する意匠登録を受けようとする部分の占める割合が小さいということだけをもって、意匠法上の意匠に該当しないということにはなりません。

ただし、「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が微細であるために、肉眼によってはその形態を認識することができないものや、他の意匠と対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分でないものについては、意匠登録を受けることができません（意匠審査基準第Ⅲ部第 1 章 2.3 及び同 2.5 参照）。

【問 4】 模様部分のみについて意匠登録を受けることができますか？

【答】 意匠登録出願されたものが、物品等の形態に該当するものでなければなりませんので、例えば、繊維製品のあらゆる物品（TEEシャツ、靴下、ネクタイ、ハンカチ等）に表すことを目的とした花びら模様を創作したときに、図面に実線で花びら模様のみを描き、【意匠に係る物品】の欄に「繊維製品に表す模様」として意匠登録出願をしても、意匠登録を受けることができません（審査基準第Ⅲ部第 1 章 2.1 参照）。

意匠登録を受けられない事例

【意匠に係る物品】 繊維製品に付す模様

【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

【表面図】

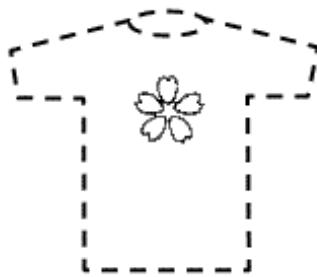


この場合には、下記のように意匠登録を受けたい物品等ごとに、意匠登録出願をします。

【意匠に係る物品】 ティーシャツ

【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

【表面図】



※説明の都合上、その他の図は省略しています。

【問 5】 「孔」の部分について、意匠登録を受けることができますか？

【答】 「孔」あるいは「切り欠き部」自体は、空間であって物品等の部分であるとはいえません。したがって、「孔」そのものの部分について意匠登録を受けることはできません。しかしながら、「孔」あるいは「切り欠き部」を囲む壁面を「意匠登録を受けようとする部分」として、意匠登録を受けることは可能です。

「孔」を囲む壁面の形状について意匠登録を受けようとする場合の図面作成例

【意匠に係る物品】 ケーブル収納用内管保持具

【意匠の説明】 実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

断面図を含めて意匠登録を受けようとする部分を特定している。

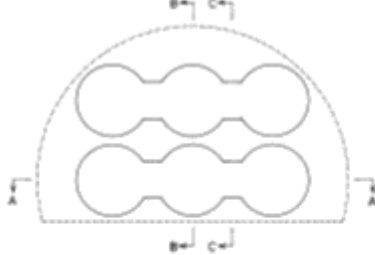
【平面図】



【左側面図】



【正面図】



【B-B 線断面図】



【斜視図】



(注) 説明の都合上、その他の図は省略しています。

意匠登録出願をする際には、図を縦に並べて記載してください。

検索について

【問 6】 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠のみを検索できますか？

【答】 令和元年 5 月 1 日以降に我が国に出願された意匠登録出願については、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の特許情報プラットフォーム「J-PlatPat」において、以下の検索キー（D ターム記号）により検索することが可能です。

- [特許情報プラットフォーム「J-PlatPat」](#)（外部サイトヘリンク）

検索方法

「意匠検索」において、通常の意匠分類に加え、以下の各検索キー（D ターム記号）を掛け合わせて入力することにより、検索が可能です。

1. 図の中で意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とを描き分けたもの → D ターム記号「VZA」
2. 外観の一部の面が開示されていないもの → D ターム記号「VZB」
3. 上記 1.及び 2.を同時に検索したい場合 → 「VZ?」

※1.と 2.を複数組み合わせた意匠には「VZA」のみ付与することとしています。

- 検索式入力例

B1-1 台の全分類における、上記 3.（VZA 又は VZB が付与されたもの）を検索したい場合は、B11? と VZ? を AND 条件で検索してください。

上記検索キーについての情報を含む、日本意匠分類の詳しい内容についてはこちらをご参照ください。

- [日本意匠分類関連情報](#)

なお、平成 31 年 4 月 30 日以前に我が国に出願された意匠登録出願については、「意匠検索」において、検索オプションの項目で、「部分意匠」の項目にチェックを入れることにより、部分意匠のみを検索することができます。

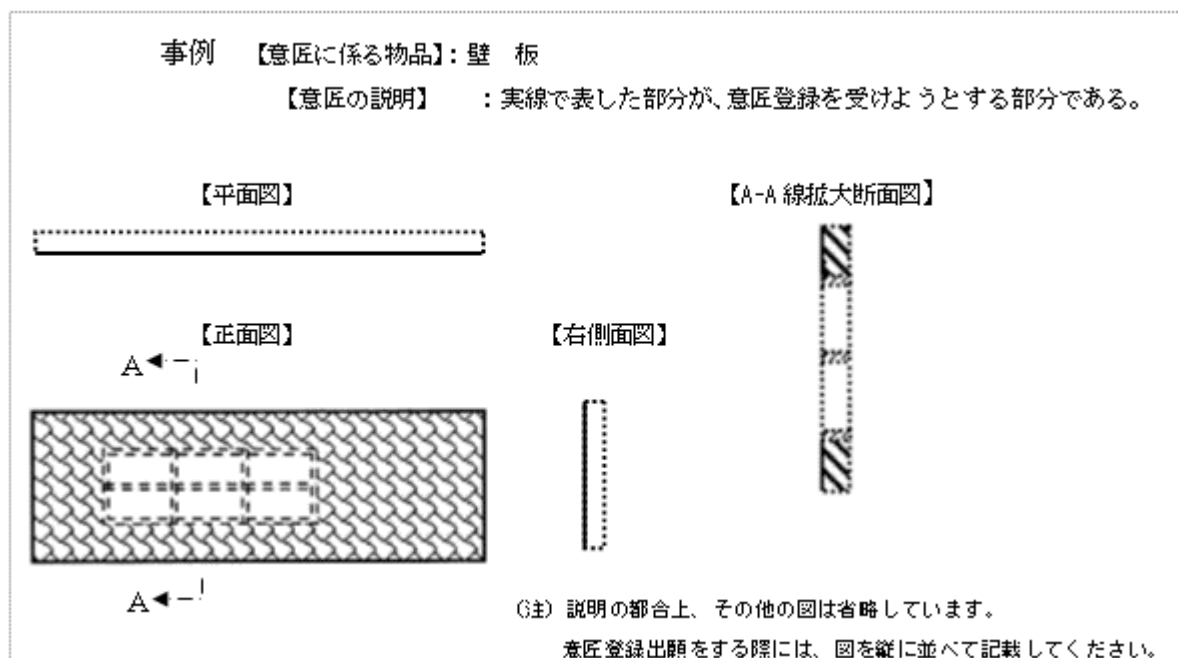
審査について

【問 7】 図形の内側に破線部が記載されているとき、審査ではどのように取り扱われますか？

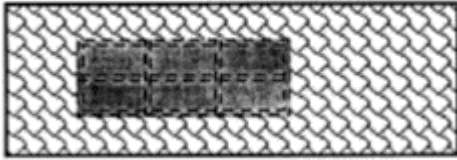
【答】例えば、下記の図の壁板のように図形の内側に破線部が記載されている場合には、一般に、図形中の破線等によって表された位置に、形態を特定しない部分（下記の事例では、意匠登録を受けようとする、形状を特定しない窓）を有する意匠として取り扱われます。

そして、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界は、破線部の外縁にあるものとして取り扱われます。

したがって、下記の事例では、「意匠登録を受けようとする部分」は、[図 1] のように平板長方形壁板において正面部中央左寄りに破線で表された長形状（薄墨を施した部分）を除いた部分となります。



【図 1】



【問 8】 実線部分の「位置、大きさ、範囲」が少しでも異なると非類似となるのですか？

【答】 位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであればほとんど影響を与えない、と考えられています（審査基準第Ⅲ部第 2 章第 1 節 2.2.2.4 参照）。

【問 9】 「その他の部分」は、類否判断の際にどのように取り扱われますか？

【答】 まず、審査官は、実線で描かれた「意匠登録を受けようとする部分」と破線で描かれた「その他の部分」とを、出願された意匠の意匠に係る物品等を認定するための基礎としています。

次に、破線で描かれた「その他の部分」を考慮して、「意匠登録を受けようとする部分」の「位置、大きさ、範囲」を認定しています。

ただし、「その他の部分」の形態のみについては対比の対象としませんので、ほとんどの場合、「その他の部分」の形態の相違が類否判断に直接影響を与えることはありません（審査基準第Ⅲ部第 2 章第 1 節 2.2.2 参照）。

【問 10】 物品等の全体について意匠登録を受けようとする意匠と、部分について意匠登録を受けようとする意匠とは、本意匠と関連意匠として意匠登録を受けることができますか？

【答】 物品等の全体について意匠登録を受けようとする意匠と、部分について意匠登録を受けようとする意匠との間でも、本意匠と関連意匠として意匠登録を受けることができます（審査基準第Ⅴ部 3.3.2 及び第Ⅲ部第 5 章 3.3 参照）。

【問 11】 意匠登録を受けようとする範囲を変更する補正はできますか？

【答】 出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等において開示していない範囲を、意匠登録を受けようとする範囲とする補正、すなわち、意匠登録を受けようとする範囲を変更する補正は意匠の要旨を変更するものと判断され、却下の対象となる場合があります（審査基準第Ⅵ部第 2 章 4.1. 3 参照）。